

援護基金だより

公益財団法人札幌法律援護基金

〒060-0001 札幌市中央区北1条西10丁目札幌弁護士会館7階
TEL(011)281-2428 FAX(011)281-4823
<http://satsu-engu.jp/>

第19号

2019年

援護基金を今後ともよろしく

皆様におかれましてはご健勝のこととお慶び申し上げます。また、日頃から当援護基金に御支援、御協力を頂きまして、誠に有難うございます。

昨年は胆振東部地震で厚真町、安平町、むかわ町などが大きな被害に見舞われましたが、札幌市内でも里塚での液化や東区元町での地割れや陥没といった被害に見舞われ、さらに北海道全域がブラックアウトになってしまい、北海道民全員が何らかの被害を被るといふ大災害がありました。被害を受けられました方々には心よりお見舞い申し上げます。

さて、当援護基金は「公益財団法人」となってから、間もなく6年になろうとしております。この間、当基金は皆様の御協力により社会的弱者のための人権擁護活動を支援して参りました。現在も、福島第1、第2原発事故の避難者救済のための国賠訴訟など、多くの支援を行っておりますが、昨年は「茶のしづく石鹸」や「カネボウ美白化粧品白斑健康被害」などで被害に遭われた方々の救済の成果が上がりました。これも弁護士の方々の精力的な活動と訴訟を支援して頂いた皆様の御協力の賜と感謝しております。本当に有難うございました。しかし、社会はますます複雑化しておりますし、インターネットなどの通信環境の発達により、新たな消費者被害などが発生しつつあります。また、このところあまり大きな自然災害に見舞われなかった北海道でも、胆振東部地震のような災害がいつ起きるか分からない状況にありますから、当基金と致しましては、社会的弱者から援助を求められた場合は、直ぐに対応する態勢を整えておかなければなりません。

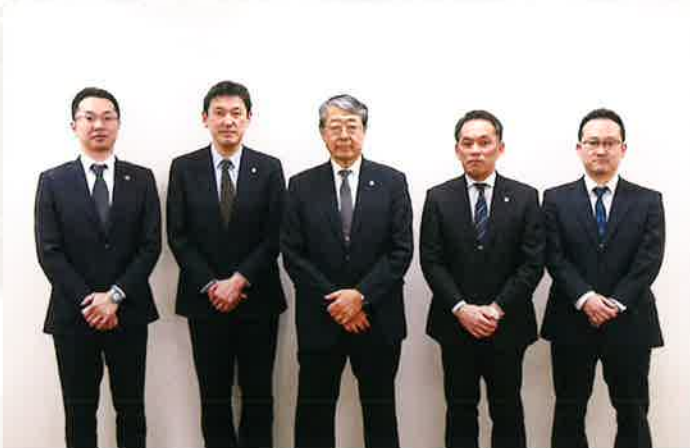
ところで、皆様もご存じの通り、当基金の運営は、もっぱら皆様からの寄付に頼っておりますが、最近はその中でも刑事贖罪寄付に頼らざるを得なくなっているのが現状でございます。昨年は多くの刑事贖罪寄付金を頂きましたが、社会的弱者はまだまだ沢山いらっしゃいますし、今後も減少していくとは思えません。そのような社会的弱者を救済するために、当基金はこれまで以上に活動を続けなくてはなりません。つきましては、少額でも構いませんので、刑事贖罪金はもちろん、その他の寄付がありましたら、ぜひ当基金にお願い致します。

これからも社会はますます多様化し、社会格差も広がっていくと思います。したがって、人権擁護活動の必要性もますます大きくなって参ります。その活動支援のために、私共札幌法律援護基金も活動して参りますので、今後ともご協力、ご支援を宜しくお願い申し上げます。

平成31年（2019年）3月

理事長 向井 諭

(公益財団法人札幌法律援護基金)



茶のしずく石鹼被害対策北海道弁護士 解決報告

団長 道尻 豊

本件は、2010（平成 22）年 9 月 26 日までに出荷された「茶のしずく石鹼」によって、全国各地で 2000 名以上が小麦アレルギーを発症した事案です（その後に出荷された同石鹼には原因物質とされるグルパール 19S は含まれていません）。小麦を摂取することで、蕁麻疹などが発生したり、重症になるとアナフィラキシーショックを発症して呼吸困難や意識喪失に至った例もあり、エピペン（アドレナリン注射液）の携行を余儀なくされた方もいました。

発覚後、全国各地で被害対策弁護士が立ち上がり、当該石鹼や原因物質の製造事業者らの製造物責任を問う訴訟が提起されました。北海道では、2011（平成 23）年 11 月に当弁護士団が結成され、2012（平成 24）年 4 月の第 1 次提訴から翌年 4 月の第 3 次提訴まで、全道各地で被害を受けた計 100 名が訴訟を起こしました。その後、計 30 回に及ぶ裁判期日を経て、

2017（平成 29）年に 99 名について裁判上の和解が成立し、残り 1 名については翌年に和解の合意に至って訴訟を取り下げ、全面解決となりました。

当弁護士団は、立ち上げ直後に札幌法律援護基金から 50 万円の援護を受け、各地弁護団の全国連絡会議への参加費用や、札幌で開催した弁護士団会議への交通費などに使わせていただきました。とりわけ本件のように新奇で、広範囲に及ぶ消費者被害の救済活動にとって大変心強い制度であり、そのおかげで弁護士団の初動がスムーズに行えたと思います。



カネボウ化粧品被害対策北海道弁護士 解決報告

団長 八十島 保

株式会社カネボウ化粧品（以下「カネボウ」といいます。）は、平成 20 年 9 月に、高い美白効果をもたらすとして、メラニン生成抑制物質であるロドデノールを含有する化粧品の製造販売を開始しました。

その後、カネボウは遅くとも平成 23 年 10 月初旬ころには、当該化粧品の問題を認識したと思われませんが、平成 25 年 7 月 4 日に当該化粧品の自主回収を発表するまで、何の措置もとらず、当該化粧品の製造販売を継続していました。

その結果、全国で 1 万人を超える被害者を出しました。

このようにカネボウの化粧品による白斑被害が社会問題化したのを受けて、平成 25 年 12 月 25 日に当時の札幌弁護士会消費者保護委員会の有志で、当弁護士団が結成され、平成 26 年 2 月 22 日に第 1 回目の被害者説明会を実施しました。

全国的にも弁護士団が結成され、当弁護士団は、全国の弁護士団と協力し、ロドデノールの問題性についての情報を収集するとともに、損害論について検討を重ね、同年 4 月 25 日付けで個別相談を実施し、受任を開始しました。

そして同年 7 月 31 日付けで、カネボウに対し受任通知を送り、損害賠償の交渉を開始しました。

しかしながら、具体的な進展がなかったことから、平成 27 年 4 月 17 日に原告 13 名で第一次提訴を行い、以後同年 7 月 17 日に、原告 4 名で第二次提訴を行い、平成 29 年 11 月 28 日に原告 1 名につき追加提訴を行い、原告は 18 名となりました。

訴訟においては、カネボウの当該化粧品が製造物責任法上

の「欠陥」があるといえるのか、いわゆる「開発危険の抗弁」が認められるかについて、双方厳しい主張と反論がなされ、また損害論においても症状固定の問題や損害の立証のあり方をめぐり、これまた厳しいやり取りが続きました。

そうしたところ、平成 29 年の夏ころから、和解の話が出され、同年 10 月にはカネボウ側から具体的な提案が出されました。

その後、何度かやり取りをした結果、平成 30 年 7 月 2 日訴訟手続が調停に付され、原告 18 名全員について調停での和解が成立しました。

調停条項には、「相手方は、本件化粧品を使用された申立人に白斑様症状が生じたことについて深く反省し、肌に直接触れる製品をお届けするメーカーとしての責任を重く受け止め、心よりお詫びするとともに、再発防止に努める。」との条項が盛り込まれました。

なお、本調停についてはカネボウの強い要望により、調停が成立した事実及び上記条項の内容を除き、和解協議、調停協議や調停の内容を含む条件に関する一切について、第三者に開示しない旨の条項が盛り込まれていますので、これ以上のことはお伝えできませんが、カネボウに対し、本件についての反省と再発防止に努めると誓わせた意義は大きいと考えています。

本件は初動から受任手続までに時間がかかり、その間も支出しなければならないものがあつたので、援護基金は大変大きな力となりました。ありがとうございました。

常務理事からひとこと

援護基金日より 19 号をお届けいたします。

平成 30 年度は、みなさまのご支援のおかげで調査研究事業への援護等をさせていただくことができ、また、援護させていただいた事業で成果があり、寄付金もいただきました。深く感謝申し上げます。

次年度も、社会的、経済的弱者の救済、人権擁護、社会正義の実現のため、調査研究事業等への援護をより充実したものとするよう目指していきたいと思っております。引き続き、当基金へのご支援、ご協力をいただきたくお願い申し上げます。

常務理事 渡邊 宙